

建設会社による災害応急復旧の円滑化について

「東北地方太平洋沖地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について」

平成23年3月16日(国土交通省建設業課長から都道府県主管部局長あて要請)

建設会社が当面の
災害応急復旧に
全力を尽くせるよう
にする必要

現在、**施工中の公共工事**については、
必要に応じ、**一旦中止**の指示をするよう
公共発注者に要請

(被災工事の一時中止の的確な指示についても要請)

各地からの
応援も可能に

(注) 施工会社が緊急復旧等の調査・計画検討・工事等を行う必要がある場合

災害応急復旧にあたる建設会社の
資金繰りを
確保する必要

請負契約書の取交し未了で、
概算の見積額であっても**前金払**を
行うよう関係の公共発注者に要請

(保証事業会社にも事務処理の迅速化・弾力化を要請)

応援に行った
建設会社が
資金に困らず
活動可能に